

最高裁秘書第 552 号

平成 30 年 2 月 26 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成 29 年 12 月 15 日付け（同月 18 日受付、最高裁秘書第 5045 号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生に対し、どのような場合に罷免、修習の停止又は戒告の懲戒処分をすることになっているかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書として、裁判所法及び司法修習生に関する規則が考えられるが、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第 1 の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。また、裁判所法及び司法修習生に関する規則以外の文書は、作成又は取得していない。